

## 別紙 2

### 第 5 6 回交通安全子供自転車熊本県大会実施要領

第 5 6 回交通安全子供自転車熊本県大会における競技の方法及び審判採点等は、この要領の定めるところによる。

#### 1 競技方法

熊本県大会における競技は、学科テストと実技テストにより実施し、次の方法によるものとする。

##### (1) 学科テスト

ア このテストは、原則として、全日本交通安全協会が発行する「自転車の交通安全ブック」に示されている交通規則、道路標識・標示及び自転車の安全な乗り方についての筆記テストである。

###### ① 交通規則に関するテスト

道路交通法（規則）等に定められた交通ルールについて 20 問（三者択一式）が出題される。

###### ② 道路標識・標示に関するテスト

道路標識・標示について 20 問（三者択一式）が出題される。

###### ③ 自転車の安全な乗り方に関するテスト

自転車に安全に乗るための交通の決まり等について 20 問（正誤式）が出題される。

イ 学科テストの問題は全部で 60 問とし、実施時間は 30 分とする。

ウ 学科テストは、1 問につき 10 点とし、減点方式とする。

##### (2) 実技テスト

###### ア 種目

自転車の正しい乗り方と安全な走行を評価する「安全走行テスト」と自転車の乗り方の熟練度を評価する「技能走行テスト」により実施する。

テストは、上記「自転車の交通安全ブック」に示されている安全な乗り方の要領の応用競技で、自転車乗車用ヘルメットを着用するものとする。

###### イ コース

「安全走行テスト」及び「技能走行テスト」は、大会会場に設営された別添 1「交通安全子供自転車熊本県大会（安全走行コース、技能走行コース）」により行う。

###### ウ 安全走行テスト

選手は、基本にのっとり安全の確認、合図等の動作は確実に行うものとする。

安全走行テストの種目及び減点項目は、別途定める「安全走行テスト採点表」によるものとし、減点方式とする。

## エ 技能走行テスト

技能走行テストにおいては、出発点を発進してから競技が終わって終了点で停止するまで、途中で停止したり、地面に足をついてはいけない。

ただし、審判員の指示により停止した場合は、これに従うこと。

この場合、停止時の合図、安全の確認、再発進時の安全確認については、採点対象としない。

また、停止していた時間は、全体の走行時間から差し引くものとする。

技能走行テストの種目及び減点項目は、別途定める「技能走行テスト採点表」によるものとし、減点方式とする。

## オ 実技テスト中の故障

実技テスト中に、パンク、自転車の故障等により競技続行ができなくなった場合は、選手はその場で手を挙げて審判員に申告し、審判員の判断でやり直しの措置をとるものとする。

## カ コース間違い

安全走行テスト及び技能走行テストにおいて、コース間違いに気付いたときは、手を挙げて「コース間違い」を審判員に申告し、審判員の判断で間違えたところからやり直すこと。ただし、この場合、「走行順序を間違えた」として減点する。

## (3) 実技走行テストに関する注意事項

### 安全走行テストに関する注意事項

#### ① 出発点

左側から自転車にまたがり、出発点表示板の上に前輪を正しく乗せ、安全を確認した後、右足から踏み出して発進し、示されたコースに従って走行する。

#### ② 信号機のある交差点の左折

信号機のある交差点は右左折で共用する。信号機の信号の青、黄、赤は、定周期で作動していることから、選手によって赤信号になったり、青信号になったりと一律ではない（右折の場合も同じ）。

左折するときは、青信号で、左折の合図をして安全を確認しながら十分速度を落として交差点の左端に沿って左折する。

#### ③ 信号機のない交差点の左折

交差点の手前で後方の安全を確認した後左折の合図をして、安全を確認しながら十分速度を落として交差点の左端に沿って左折する。

#### ④ 駐車車両脇の側方通過

駐車車両の側方を通過する際は、車両の手前で右後方の安全を確認した後右折の合図をし、車両の右側に進路変更する。その後、左後方の安全を確認して左折の合図をした後、車両の前方に進路変更する。

#### ⑤ 信号機のない交差点の右折

停止線の手前で停止して安全を確認した後、交差点進入時に再度安全を確認しなければならない。

⑥ 踏切の通過

踏切の手前で安全の確認及び停止の合図をして一時停止し、降車して安全を確認した上で自転車を押して踏切を通過する。通過した後、安全を確認して発進する。

⑦ 横断歩道の通過

横断歩道は、人が横断しているものとして通過する。

⑧ 信号機のある交差点の右折

右折するときには、青信号で、交差点の左側に沿って対面までまっすぐ進み、コーナーの手前で後方の安全を確認し停止の合図をした後、停止する。停止後、その場所で自転車の左側に降車して自転車の向きを右に変えて自転車に乗車し、発進の準備をする。向きを変えた後の対面する信号が青になったら、後方の安全を確認した後、発進の合図をし発進する。なお、信号待ちの停止位置はスペースが狭いことから、横断歩道上に停止することができる。

⑨ 終了点（停止と降車）

終了点に近づいたときは、後方の安全を確認後、停止の合図を行い、停止位置に設けられた終了点表示板の上に前輪をのせて停止する。この際、前輪の設置部分が表示板に正しく乗ること。停止した後、自転車の左側に降車する。

⑩ 共通事項

走行順序を間違えたり、道路の左側端に沿って進行しなかった（蛇行、コースの線に触れた場合を含む。）り、走行中、転倒したときは減点する。

審判員の指示に従わなかった場合や選手にアンフェアな行為があった場合（採点表には記載していない。）には、減点数を40点とする。

⑪ 合図と停止線に関する事項

交差点等における右折又は左折の合図は、その手前30メートルからとされているが、テストコースは交差点と交差点との距離が短いことから、画一的には定められないものの、おおむね2～3メートル手前からとする。右折の合図は、停止の合図と紛らわしくならないようはっきりと行うこと。

停止線の手前で一時停止する場合は、前輪の接地部分が停止線の先端を越えないこと。

**技能走行テストに関する注意事項**

① 出発点（発進）

発進の要領は安全走行テストと同様で、右側から自転車に乗車したり、後方の安全の確認をしなかったり、右足から踏み出さなかったときは減点する。

② 遅のり走行

狭い通路を25秒以上の時間をかけて、両側の線に触れないように走

行する。25秒の終了時間はブザーで知らせる。この時間の計測は、前輪（接地部分）が通路に入ったときから前輪（接地部分）が通路を出るまでの間とする。

コースの線に触れたり、地面に足をついたり、転倒したり、25秒未満で通過したときは減点する（足つきと転倒は、共通事項の減点と別減点）。遅のり走行の趣旨に反する行為（足をついたまま25秒の時間経過を待つなどする行為）は、アンフェアな行為として減点数を40点とする。

③ S字走行

前輪（接地部分）が通路に入る前から前輪（接地部分）が通路を出るまでの間、片手（左手）でハンドルを持ち、S字のコースに従って走行する。

両手を使ったり、コースの線に触れたり、ペダルをきざみ踏みしたり、逆転させたときは減点する。

④ ジグザグ走行

コース上の9本のピンの間をジグザグに走行する。進入に際しては、進行方向の左右どちらから進入してもよい。ピンを抜かしたり、倒したり、コースの線に触れたり、ペダルをきざみ踏みしたり、逆転させたときは減点する。

倒したピンのため進めなくなり、足をついて止まった場合は、「ピンを倒した。」のみを減点する。

⑤ 8の字走行

8の字のコースに従って走行する。進入に際しては、どちらから進入してもよい。1回まわって、入った方向の反対方向に出る。コースの線に触れたり、ペダルをきざみ踏みしたり、逆転させたときは減点する。

⑥ デコボコ道走行

縄ばしごの上を安全に走行する。縄ばしごに乗れなかったり、縄ばしごの外にはみ出したときは減点する。

「縄ばしごに乗れた」とは、走行中、地面に足をつくなどせず、“進入口”から進行して縄ばしごに乗り上げ、前輪に続いて後輪が縄ばしごに乗った状態をいう。

⑦ 2枚の板のり走行

幅の狭い2枚の板の上を走行する。板に乗れなかったり、板から落ちたり、ペダルをきざみ踏みしたり、逆転させたときは減点する。

「板に乗れた」とは、走行中、地面に足をつくなどせず、“進入口”から進行して板に乗り上げ、前輪に続いて後輪が板に乗った状態をいう。

⑧ 終了点（停止と降車）

停止と降車の要領は安全走行テストと同様で、安全の確認をしなかったり、停止の合図をしなかったり、終了点表示板の手前で停止したり、終了点表示板を越えて停止したり、自転車の右側に降車したときは減点

する。

⑨ 共通事項

走行順序を間違えたり、走行中、地面に足をついたり（遅のり走行を除く）、転倒（遅のり走行を除く）したときは減点する。

審判員の指示に従わなかった場合や選手にアンフェアな行為があった場合（採点表には記載していない。）には、減点数を40点とする。

各種目の最大限点数は40点とする。

2 審判

熊本県大会における審判団の編成及び審判の方法は、次のとおりとする。

(1) 審判団の編成

ア 審判長

熊本県交通安全活動推進センター安全課長

イ 審判員

熊本県交通安全協会職員、熊本県警察職員及び熊本県二輪車自転車商組合員で編成する。

各審判員には、必要な事前講習等を実施し、実技走行テストにおいて適正な審判にあたるものとする。

(2) 審判の方法

実技テストの採点は、安全走行テスト・技能走行テストとも、各セクションに審判員を配置し、上記採点表に基づき減点方式により行い、配置された審判員の減点の和によるものとする。

各減点項目の減点数は、「安全走行テスト採点表」、「技能走行テスト採点表」に基づき行う。

3 順位決定

順位決定は、団体減点と個人減点の方式によることとし、減点が最も少ない団体及び個人をもって優勝とする。

(1) 団体優勝

団体の優勝は、各チーム4人の選手全員の学科テスト、実技テストにおける減点数を合計し、その最も少ないチームをもって優勝とする。

団体優勝チームは、同一の学校から出場したチームの中で、学科テスト及び実技テストにおける成績が最も上位のチームを優勝チームとして表彰し、「合同チーム」が団体チームの中で3位以内に入った場合は、特別表彰として表彰する。

(2) 個人優勝

個人の優勝は、学科テスト、実技テストにおける減点数を合計し、その最も少ない者をもって優勝とする。

(3) 同点の場合の措置

団体及び個人において、同点があった場合は、次により順位を決定する。

ア 団体

① 4人の安全走行テストの減点合計が少ないチームを上位とする。

- ② ①が同点の場合は、4人の技能走行テストの減点合計が少ないチームを上位とする。
- ③ ②が同点の場合は、4人の技能走行テストの合計所要時間が短いチームを上位とする。

イ 個人

- ① 安全走行テストの減点の少ない者を上位とする。
- ② ①が同点の場合は、技能走行テストの減点が少ない者を上位とする。
- ③ ②が同点の場合は、技能走行テストの所要時間が短い者を上位とする。